



2021年3月15日

各位

会社名 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社  
代表者名 代表取締役 福島 宏人  
(コード番号：6192 東証マザーズ)

問合せ 執行役員 経営管理本部長 西田 祐  
責任者

(TEL. 03-5747-9800)

### 訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、債務不存在確認の訴訟を提起することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訴訟の提起時期

2021年3月16日（予定）

##### 2. 訴訟提起の決議に至った経緯

当社は、2020年12月15日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社前代表取締役川瀬太志が、2020年10月1日付で所定の手続きを経ることなく強断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書（以下「本件支払約定書」といいます。）に署名した可能性が判明し、2020年12月15日付で当社取締役会にて代表取締役としての忠実義務に違反していると判断し、代表取締役の異動について決議いたしました。同日に提出しました第17期第2四半期報告書では、「この支払約定書の法的有効性や金額の根拠は顧問弁護士と確認をしております。弁護士見解によれば現時点での支払約定書記載の金額によらず当社が何らかの債務を負うとしても、その金額は3,000万円に留まるとの整理はあり得ると考えられるとのことです。当社の代表権を有する者が当社を代表して支払いを約束したものであるとして、当社に効果が帰属するとされる可能性があります。」と記載いたしました。

その後当社は、2021年2月1日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、まず、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を当社が負うのか否かを明らかにするべく、当社顧問弁護士に事実関係の確認及びそれに基づく法的分析を依頼しました。当社顧問弁護士からの2021年1月28日付の報告を受けて検討した結果、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を負うことはないものと改めて確認いたしました。さらに、当社は、本件支払約定書の事実関係を調査するため、2021年2月4日に第三者委員会を設置し、2021年3月12日付でその調査報告書を受領いたしました。調査報告書によると、「本件支払約定書に記載されたa氏の当社に対する2億4,000万円の債権は、その全額について法的に認められない可能性が高いと考えられる」とのことです。

また、2021年3月10日付でa氏より「令和2年10月1日付、支払約定書」という件名で、支払い期限を2021年3月31日とする1,400万円の請求書が当社に送られてきました。当社としては、上記のとおり2億4,000万円の債務を負うことはないと判断しておりますが、当社が債務を負担していないということを法的に確定させるために債務不存在確認判決を受けることが適切であると考え、本日開催の取締役会にて、a氏に対し、債務不存在確認の訴訟を提起することについて決議いたしました。

3. 訴訟の相手方、および提起する裁判所

本件支払約定書の名宛人個人

東京地方裁判所

4. 今後の見通し

本件が当社業績に与える影響についても、影響が判明した時点で速やかにお知らせいたします。また、必要に応じて今後の訴訟の状況について開示いたします。

以上